

4 西審個査第9号

令和4年5月16日

審査請求人 根本 尚之 様

西東京市個人情報保護・情報公開審査会

会長 川野 智 弘



答申書の写しの送付について

西東京市議会議長から諮問のあった下記の審査請求について、令和4年5月13日付けで西東京市個人情報保護・情報公開審査会から西東京市議会議長に対して答申を行ったので、西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号）第24条の6の規定により、答申書の写しを送付します。

記

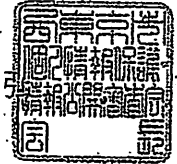
公文書不開示決定処分に係る審査請求事件（令和3年度西議個情査第1号事件）

以上

4 西審個査第8号
令和4年5月13日

西東京市議会議長 保谷 なおみ 殿

西東京市個人情報保護・情報公開審査会
会長 川 野 智



西東京市情報公開条例第17条に基づく諮問について (答申)

令和3年10月25日付3西議第327号による諮問について、別紙のとおり答申する。

第1 審査会の結論

実施機関が令和3年7月16日付けで行った不開示決定処分は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人が、西東京市情報公開条例（平成13年西東京市条例第12号。以下「条例」という。）に基づき、令和3年6月10日に開催された予算特別委員会（以下「本委員会」という。）の会議に係る録音データ（以下「本件録音データ」という。）の開示請求を行ったところ、西東京市議会議長（以下「実施機関」という。）が、同年7月16日に不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を取り消すことを求めているものである。

第3 審査関係人の主張要旨

1 審査請求人の主張要旨

令和3年8月5日付審査請求書、同月26日付け反論書、同年11月22日付けで提出された資料及び令和4年1月25日の口頭意見陳述聴取の結果等によれば、審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件録音データの不開示理由として、条例第7条第4号の該当性を主張するが、当該条文の解釈を誤っている。
- (2) 議会での市議や市職員等の発言は、市民へ公開されているものであることから、本件録音データは、当然情報公開の対象である。
- (3) 実施機関は、本件録音データを市民が聞くことによって不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると主張するが、予算特別委員会での質疑応答の内容が市民の間に混乱を生じさせるはずはない。
- (4) 川崎市の情報公開・個人情報保護審査会における答申（令和2年1月31日付31川情個第47号「公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）」において、実施機関である川崎市の教育委員会（以下「川崎市実施機関」という。）が行った教育委員会の音声データの開示拒否処分に対して、これを取消し、開示すべきだと結論が出されている。当該答申において川崎市情報公開・個人情報保護審査会は、川崎市実施機関が主張する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」及び「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」の該当性については、どちらも認められないと判断している。
- (5) 実施機関が主張する判例（平成26年（行ウ）第189号/平成27年（ワ）第637

号平成28年7月14日大阪地方裁判所)は、過去のものであり、過去にとらわれずに情報公開の理念に基づいて、市民の視点で公正な判断がなされることを切に願う。

2 実施機関の説明要旨

令和3年8月19日付弁明書及び同年10月25日実施の当審査会への処分理由説明等によれば、実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 会議の公開と録音の禁止について

委員会の会議は、原則として公開され、傍聴することができる(西東京市議会委員会条例(平成13年西東京市条例第144号。以下「委員会条例」という。)第19条)が、傍聴人による会議の録音については、特に委員長の許可を得た場合を除き、禁止されている(西東京市議会委員会傍聴規則(平成13年西東京市議会規則第3号。以下「傍聴規則」という。)第7条)。これは、傍聴人の録音が許されると、録音した音声を様々な場面で再生することが可能となり、また、複製したり、インターネット上で公開したりすることも容易であることから、会議における委員の発言等に心理的制限がかかり、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるためである。そして、本件録音データが開示されることになれば、傍聴人の録音が許されたと同様の事態となることは明らかであるから、本件録音データを開示することは、今後の委員会会議での率直な意見の交換や意思決定の中立性を不当に損なうおそれがあり、傍聴人の録音を禁止した趣旨に反するものとなる。

(2) 条例第7条第4号の該当性について

本件録音データは、永続的な記録となる会議録を作成するための補助的な手段とするもので、あくまでも会議録案を作成するために使用し、実施機関の職員で関係資料等を参考にして、てにをは等の校正、文意を損なわない範囲での重複表現や言い回し等の文言の整理及び文字の用語誤りの修正等を行っている。これは、会議における委員等の生の発言を会議録に逐一記録するよりも、おかしな言い回し及び明らかな重複表現や言い間違い等について校正を行い、発言の要旨を的確に記録する方が、会議の内容を住民に分かりやすく的確に伝えることとなるために行うものである。校正等を経てされる本委員会の会議録の公表前に、発言者の生の発言が逐一録音されているだけの録音データが開示されれば、その一部のみを聞いた者等が、発言者の発言内容について、校正等を行った会議録全体を通して読む場合には生じ得ない誤解をするおそれがあるといえる。したがって、本件録音データに記録されている情報は、「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるものといえる。

以上のことから、本件録音データは、条例第7条第4号に規定する「市の

機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるもので不開示とするべき情報に該当するものと認められる。

第4 審査会の判断

1 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、実施機関からの事情聴取を含め、次のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年10月25日	諮問、実施機関による処分理由説明及び審議
令和4年1月25日	審査請求人による口頭意見陳述、実施機関による補足説明及び審議
4月14日	審議
5月13日	審議及び答申

2 審査会の判断

(1) 関係法令及び認められる事実

本件に関する法令の規定並びに提出された資料及び当審査会による審査関係人からの事実の聴取等の調査から認められる事実は以下のとおりである。

- ① 本委員会は、傍聴は認められているが（委員会条例第19条）、特に委員長の許可を得た場合を除き録音は禁止されている（傍聴規則第7条）。
- ② 本委員会における会議については、本会議及び常任委員会の会議と異なり、インターネット配信による中継及び録画の配信は行われていない。
- ③ 本委員会の会議録については、委員長において、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をして作成するものとされている（委員会条例第30条）。
- ④ 本件録音データは、実施機関が本委員会の会議録を作成するための補助手段として実施機関の職員が記録し、保管しているものである。
- ⑤ 実施機関の職員は、録音データを文字に起こしたものについて、発言の趣旨を損なわない限度で、言い間違いや重複表現等の修正（修文）を行い、会議録を完成させている。
- ⑥ なお、本委員会の会議録は、令和3年10月12日に公開されている。

(2) 審査会の審議事項について

本件録音データは実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものであることから、条例に基づく開示請求の対象となる公文書であることは明らかである。

したがって、本件審査請求における争点は、本件録音データを不開示とする理由の妥当性、すなわち、本件録音データが、実施機関その他の西東京市の機関の内部又は相互間における審議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものに該当するかにある。

(3) 審査会の判断

上記争点について当審査会は、以下のとおり判断した。

ア 本件録音データの開示請求（令和3年7月5日）及び本件処分の時点（同月16日）では、本委員会に係る会議録は公開されていなかった（公開日は同年10月12日）。

発言者の発言の趣旨を的確に記録するための修文がなされた会議録と異なり、録音データには、発言者の言い間違い等を含む生の発言がそのまま記録されている。そのため、その一部のみを聞いた場合、完成した会議録を読む場合には生じ得ない誤解を招くおそれがあると認められる。

そして、会議録が公開される前は、当該会議における発言を正確に理解するための公開された資料は他に存在しないため、上記誤解を解消することは困難である。

したがって会議録の公開前に本件録音データを開示することは「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があると認められる。

イ 傍聴規則は、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為の禁止（第6条）と別に、写真、映画等の撮影又は録音等の禁止を規定（第7条）しており、その趣旨は、傍聴人による録音が許されると録音した音声を様々な場面で再生することが可能となり、また、複製したり、インターネット上で公開したりすることも容易であることから、会議における議員（委員）の発言等に心理的制限がかかり、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるためであると考えられる。そして、録音データが開示されることになれば、傍聴人の録音が許されたのと同様の事態となることは明らかである。

また、本委員会の会議は、インターネット配信による中継や録画の配信が行われておらず、傍聴人による録音が許可されていなかったことから、本委員会の委員等の発言者は、会議における発言については録音データとして公にされないとの認識で発言を行っていた。それにもかかわらず、

事後に承諾もなく、本件録音データが仮に開示されることになれば、今後、会議において委員等の発言者に心理的制限がかかるなどの萎縮効果が生じることは否定できない。

審査請求人は、法務省本省情報公開審査基準に、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」として「発言者やその家族に危害が及ぶおそれ」が、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」として「外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれ」が例として挙げられていることを指摘するが、本件録音データについて、そのような場合のみに狭く限定する合理性を認めることはできない。むしろ、条例に基づく公文書の開示請求は市民であれば誰でも行うことができ、市民以外に対しても任意開示が認められること、録音データについて悪意ある編集等がなされた音声一度インターネット上に公開されれば、当該発言を行った委員等への影響は計り知れないこと等に鑑みれば、本件録音データを開示した場合、今後、本委員会における委員等の発言者に心理的制限がかかると認められる。

したがって、本件録音データを開示することは、会議録の公開の前後を問わず、発言者に心理的制限がかかり、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると認められる。

(4) まとめ

以上のとおり、本件録音データについて条例第7条第4号を理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であると判断した。

以上の次第により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

以上